

「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る

道の対応に関する説明会（幌延） 議事録

- 1 日時 令和2年1月15日（水） 18：30～20：45
- 2 場所 幌延深地層研究センター 国際交流施設
北海道幌延町宮園町1-8
- 3 説明者 北海道 経済部長 倉本 博史
北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室長 佐藤 隆久
幌延町 副町長 岩川 実樹
- 4 出席者 70名
- 5 報道 道新、読売、朝日、共同通信社、NHK、STV、HTB 他
- 6 議事内容

（司会）

それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまから、日本原子力研究開発機構より、協議申し入れがありました「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応に関する説明会を開催いたします。私は、司会・進行を担当させていただきます北海道宗谷総合振興局商工労働観光課の柳川と申します。よろしく願いいたします。はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。次第の下の方に配布資料を記載させていただいております。一つ目でございますけれど、資料1の次第。続いて資料2の「対応について」。資料3の「道民の皆様からの主な意見」。資料4の「研究計画（案）」。資料5の「確認会議で確認できた主な内容」。最後に大変厚い資料でございますけども、参考資料でございます。不足がないか確認をお願いいたします。不足がありましたら挙手でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。資料がない場合におきましては、途中でも係の方へお知らせいただければと思います。

それでは本日の説明会の説明者をご紹介します。北海道経済部長の倉本でございます。

（北海道 倉本部長）

倉本です。どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

続いて、北海道経済部環境・エネルギー室長の佐藤でございます。

（北海道 佐藤室長）

佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

続きまして、幌延町副町長の岩川でございます。

（幌延町 岩川副町長）

岩川です。よろしくお願い致します。

(司会)

それでは、はじめに倉本からご挨拶申し上げます。

(北海道 倉本部長)

皆様、こんばんは。今日はお忙しい中、足をお運びいただきましてありがとうございます。北海道経済部の倉本と申します。説明会の開催にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。昨年の8月2日ですけれども、原子力機構から道、それから幌延町に対しまして「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」につきまして、期間延長の協議の申し入れがございました。これを受けまして、道と幌延町では確認会議を通じまして、その内容の精査をしてまいりました。申し入れが三者協定に基づく当初計画の変更の対象となること、その内容には協定に反するものはないこと。また研究の期間、そして研究に対する原子力機構の意思と責任などについて確認をし、この度の申し入れを受け入れることとしたところでございます。本日は、受け入れを判断するに至りました道の考えを、道民の皆様へご説明させていただくため、説明会を開催することといたしました。道といたしましては、本日の説明会を含め、様々な機会に頂戴する道民の皆様のご意見を参考にさせていただきながら、今後、毎年度開催いたします確認会議での確認や原子力機構への働きかけなどによりまして、道民の皆様の不安や懸念をできるだけ小さくしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは説明に入ります。(1) 申し入れからの経過について、(2) 道民の皆様からの主な意見について、(3) 道の対応について、佐藤からご説明いたします。

(北海道 佐藤室長)

あらためまして、道庁環境・エネルギー室の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、座ってご説明をさせていただきます。まず(1)の申し入れからの経過についてでございます。お手元でございます厚い資料の方ですが、参考資料をご覧ください。参考資料の表紙をめくりまして1ページ目に、これまでの経過を記載しております。こちらの方について、まずご説明をさせていただきます。右肩に参考①と書いてある資料でございます。先ほどお話がございましたように、8月2日に日本原子力研究開発機構が道と幌延町に対しまして「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」につきまして、申し入れを行いました。道と幌延町は、8月5日に「幌延町における深地層の研究に関する協定書」、いわゆる三者協定の第14条に基づく深地層研究の確認会議の開催を合意いたしました。その後9月5日から10月4日にかけて約1ヶ月、研究計画(案)に関する道民の皆様の質問や疑問等の募集を行いました。9月10日に第1回目の確認会議を開催いたしまして、それから11月6日までの間、5回、確認会議を開催したところでございます。11月6日には、研究計画(案)に係る確認会議の確認結果をホームページで公表するとともに、確認内容につきまして、道民の皆様方からの意見の受け付けを開始いたしまして、12月5日まで受け付けたところでございます。その間、11月19日から20日にかけて、札幌市と幌延町で道民の皆様への説明会、そして幌延町におきまして、幌延町周辺市町村への説明会を開催したところでございます。また12月6日でございますが、令和2年度以降の研究計画(案)に係る原子力機構理事長と知事、幌延町長が面談を行っております。その後12月9日、幌延町長が、町議会におきまして、この研究計画(案)の受け入れを表明。12月10日には、北海道知事が道議会におきまして受け入れを表明したところでございます。これがこれまでの経過でございます。

続きまして、(2)の道民の皆様からの主な意見についてでございます。お手元の資料3、「道民の皆様からの主な意見」をご覧ください。こちらにつきましては、道民の皆様からいただ

きました 554 件の意見、それと確認会議にあたりまして道へいただいた質問等を合わせまして、道民の皆様の意見から主な意見をピックアップしたものでございます。こちらについて紹介をさせていただきます。まず一番目のシカクでございますが、当初計画と三者協定につきまして、2番目のマルでございますが、研究延長は、「研究期間 20 年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。計画（案）の受入拒否と研究を約束どおり、20 年程度で終了することを強く求める。直ちに、研究計画を終了し、埋め戻すこと。また次のマルでございますが、当初計画段階での地域住民や道民の約束を尊重し、「20 年程度」とした研究期間をしっかりと守るべき。現研究の延長ではなく、一度終了させた上で、新たな計画として提示し、道民や地域住民との十分な対話、合意のもとで進めるべきといったご意見をいただいております。続きまして2番目のシカクでございますが、高レベル放射性廃棄物の持ち込み等につきまして、2番目のマルでございますが、期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されていない計画延長（案）は、経過を無視して道民との約束である協定を実質上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかとという道民の懸念をさらに強めるものである。またその下のマルでございますが、この研究所の存在は牛乳の今後の売上げ、イメージダウンにつながる。延長は高レベル廃棄物を持ち込むつもりなのかと疑ってしまう。近隣の農家住民は大反対であるといったご意見。その下のカッコでございますが、道民の安全・安心につきまして、1番目のマル、安全・安心な食料基地「北海道」を守ってほしいというご意見をいただいております。次のシカクでございますが、地層処分の方法、放射性廃棄物の処分のあり方につきまして、1番目のマルですが、安全な処理方法が確立されていないなかで、道内の地層研究は行われるべきではない。2番目のマルですが、火山列島と言われる日本には 10 万年間も安定した地盤の場所はどこにもない。地層処分は止めて、地上での保管を考えるべきといったご意見をいただいております。次のシカク、研究延長の必要性等につきまして、瑞浪との関係につきましては、瑞浪の施設については研究終了し、埋め戻しを決定しており、なぜ幌延だけが期限も明確にせずに延長するのか納得できないといったご意見。サイトの位置づけにつきまして、道が確認した「地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態」はサイト・スペシフィック地下研究施設と同じで、研究施設と同じ地層である幌延深地層研究センターの近くに「処分場」建設が出来る可能性が高いことを意味する。「なし崩し的処分場」への危険が高まる。従って新たな申し入れは協定に違反しているといったご意見。次のカッコですが、基盤研究の終了といたしまして、当初計画は「基礎研究」だが、NUMOの「包括的技術報告書（レビュー版）の概要」では、「基盤研究」が終了したことを明らかにしており、幌延での研究を延長する理由はないといったご意見。続きまして、2ページ目でございますが、当初計画との関係では、研究計画（案）は、当初計画とは内容が変わり、新規の研究計画である。道民と専門家を加えた検討機関を設け道民目線で 2 年程度をかけ詳細に検討するべきといったご意見をいただいております。次に、幌延での延長につきまして、処分の実施主体としてはさらに安全性を高めるための研究・開発は必要性があろうが、原子力機構が幌延でやらなければならない必要性はないといったご意見。終了時期につきまして、1番目のマルでございますが、少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではない。また2番目のマルといたしまして、研究計画（案）は、三つの課題の範囲内といえ、いつまでも延長できることになり、第4期で終了する裏付けにはならず、永久に研究施設とすることが伺えるといったご意見をいただいております。また次のカッコですが、NUMOの資金・人材の活用につきまして、NUMOの資金、人材を活用することは、NUMOが研究することと同じで、幌延が「処分場建設のための研究施設」に変質し、三者協定に違反するといったご意見。また下のカッコですが、機構への不信感といたしまして、研究はおおむね順調に進んでいると報告しながら外部から言われて継続する組織は信用できない。延長を認めると次に終了期限が近づくと同じことを言うてくる恐れもある。このような組織の研究延長は絶対に認めるべきではないといったご意見をいただいております。

す。

次に道の対応につきまして、協定への認識、これまでの道の対応について1番目のマルですけれども、道民の強い懸念と反対を押し切って、三者協定が結ばれたことの重みを、原子力機構も北海道庁も自覚していないのではないかといったご意見。2番目のマルですが、なによりも優先されるのは、定められた期間を守るということである。研究の不充分さを補う必要があるのなら、幌延に固執せず別に考えるべき。北海道として、協定を基本に研究延長を認めず、埋め戻しをするよう判断することを期待するといったご意見。次のカッコでございますが、延長に関する道の対応といたしましては、協定遵守を徹底するとともに、当初の計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守るよう、北海道として毅然とした態度を明確にさせていただきたいといったご意見をいただいています。また次のカッコでございますが、道民の意見を聞く姿勢といたしまして、道民の意見を真摯に聞き、研究延長を受け入れないでほしいといったご意見や知事は市民と会い、直接、話しあったり意見を聞いて欲しいといった意見をいただいております。次に確認会議についてでございますが、3番目のマルですが、確認会議は、延長を前提に確認したにすぎないように思われるといったご意見をいただいております。続きまして3ページでございますが、情報公開につきまして、従来成果報告の中に、一番不安な出水、湧水に関する報告やその処理に関する記述が殆ど見られない。予想外の出水量や有毒物の出現について、まず北海道が主体的に公開情報を出すべきというご意見をいただいております。続きまして今後の担保措置につきまして、1番目のマルでございますが、今回の計画(案)を認める場合は、「基本的な考え方」の時のように、担保措置方策等が必要になるのではないかというご意見。また3番目のマルでございますが、道条例に記されている「持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」とした曖昧な表現を「持ち込みは行わない、受け入れないことを宣言する」に改正すべきといったご意見をいただいております。続きまして、次のシカク、研究の推進についてでございますが、2番目のマルでございますが、安全性が確認されるのであれば、経済効果、地域活性化、色々なことが好況に向くのであれば賛成するといったご意見。また5番目のマルでございますが、原子力発電をやめても廃棄物はある。自国で出した廃棄物を自国で処分できるよう一番現実的な方法を研究するのは当然であり必要である。よって、今回の研究延長も当然であり、より安全に処分できるよう、期間を決めずに研究を続けるべきであるといったご意見をいただいております。その他といたしましては、エネルギーの多様化や、脱原発、地域振興方策等についてのご意見等をいただいているところでございます。以上が道民の皆様からいただいた主なご意見をご説明させていただきました。

続きまして、(3)の道の対応についてでございます。資料2をご覧ください。資料2「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に対する対応についてでございます。この資料は、この度の研究計画(案)の申し入れを道として受け入れることとした考え方を整理した資料でございます。なお、この資料につきましては、環境・エネルギー室のホームページでもご覧いただけるように掲載をしているところでございます。若干長くなりますが説明をさせていただきます。まず1番目の研究計画に関する基本認識でございます。わが国のエネルギー政策では、特定放射性廃棄物の最終処分は地層処分が基本であり、道といたしましては、「特定放射性廃棄物に関する条例」に掲げる通り、その処分方法の試験研究を進める必要があるものと考えております。一方、幌延深地層研究計画につきましては、道民の皆様の中に、最終処分場になるのではないかと不安や懸念がある中、「三者協定」を担保措置として受け入れたものでございます。道といたしましては、幌延深地層研究計画は、三者協定に則って進められなければならないと考えておりまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」に関する申し入れも、「三者協定」に則ったものであることが大前提と考えております。

2の申し入れ内容の精査、確認会議についてでございますが、道と幌延町は、申し入れのありました令和2年度以降の研究計画(案)に関しまして、9月から11月に5回にわたりまして確

認会議を開催し、専門有識者からの助言を受けながら、道民の皆様からの質問も含め、必要性、妥当性、三社協定との整合性の観点から精査を行ってまいりました。その中で、令和2年度以降の研究計画（案）は、三者協定に基づく計画変更の対象となること。研究は概ね順調に進められてきたものの、一部研究に遅れがあったことなどにより成果を得るには、継続して実施する研究があること。令和2年度以降の研究は第3期及び第4期中長期目標期間の9年間を通じて技術基盤の整備の完了が確認されるよう進め、確認されれば研究を終了し、研究終了後は埋め戻すこと。三者協定の関係条項と整合しており日本原子力研究開発機構は、協定遵守の意思があることなどを確認いたしました。この結果、令和2年度以降の研究計画（案）には三者協定に反するものはないことを確認したところでございます。

3の道民の声等と対応でございますが、（1）の道民の皆様の声ですが、道では、確認会議を開催するにあたって道民の皆様からのご質問を募集するとともに、確認会議後の説明会やメール等を通じて、ご意見をいただいたところでございます。主なものといたしましては、研究を推進すべきとのご意見があった一方、当初計画の研究期間20年程度を無視しており認めることができない。再延長を認めると自動延長となる可能性があり、最終的には処分場になる可能性がある。終了期限が示されておらず、明らかにすべき。研究は順調としながらも突然の延長であり情報提供が不十分、信用できないなどのご意見があったところでございます。また道議会におきましては、道民の声をどのように受けとめたのか。当初計画通り20年で終了すべきではないか。道が研究期間を守らせる役割を果たせていないのではないかなどに関する議論があったところでございます。2ページ目でございますが、道といたしましては、この度の申し入れのあった令和2年度以降の研究計画（案）については、確認会議において、期間を20年程度とした当初計画の変更として、三者協定第7条の対象となることを確認したものの、道民の皆様の間には、依然として、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声があるところであり、こうした声を十分に踏まえていく必要があると考えたところでございます。

（2）の道民の声等への対応でございますが、道では、確認会議や原子力機構理事長との面談などを通じまして、原子力機構は研究計画を進めるにあたって、「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと。また令和2年度以降の研究期間は9年間であること。原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかりと取り組むこと。原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること。原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること。原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを実施もしくは明確化したところでございます。これによりまして、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安や懸念が現実になることを防ぐことができると考えております。しかしながら、地下施設が存続する間は、こうした不安や懸念を完全に解消することは困難であるため、研究が「三者協定」に則り計画に即して進んでいるのか、適切に確認していくことが必要と考えております。

4の幌延町の意向でございますが、幌延町長は、先ほどご説明いたしましたように、12月9日の幌延町議会定例会で、研究計画（案）につきまして、熟慮を重ねた結果、幌延町として、三者協定の遵守を前提に、受け入れることを表明しております。

5の道としての判断でございますが、以上のことを踏まえまして、令和2年度以降の研究計画（案）は、三者協定に則っており、9年間の研究期間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、これを受け入れることといたします。合わせまして、原子力機構に対しまして、研究の実施状況をはじめ、道民の不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開と発信を求めるとともに、毎年度「三者協定」に基づく「確認会議」を開催し、専門有識者を加えて、年度ごとの計画や実績はもとより、外部評価も含め研究が「三者協定」に則り計画に即して進められているの

かを確認し、その結果を公表していくことにより、不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう取り組むことと考えております。以上が、研究計画（案）に関する道の対応についてのご説明でございました。以上でございます。

（司会）

以上、原子力機構からの協議申し入れのありました「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について、道として受け入れることとした考え方をご説明いたしました。

続きまして、（４）の質疑に入ります。これまでのご説明についてご質問あるいはご意見等ございましたら挙手により発言をお願いします。なお、なるべく多くの方からご質問を受けたいと思いますので、まずはお一人様につき1～2問程度に質問をまとめていただき、ご発言をお願いします。ご質問が、皆様の間で一巡いたしましたら、再度ご質問をお受けさせていただきたいと思っております。ご質問、ご意見は、挙手により司会の指名の後、担当者よりマイクをお渡しいたしますので、必ずマイクをご使用上、ご発言をお願いいたします。それでは、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

（質問者）

1、2問ということですが、とりあえず3点ありますので、その後に要望事項が2点ほどありますので、とりあえず、意見だけ先に3点述べさせていただきます。まず対応1の研究計画に関する基本認識のところですが、国の基本的な考え方は良いのですが、処分方法の試験研究を進める必要があるとだけ道の考え形で示していますけれども、平成12年の基本的な考え方では、道内に放射性廃棄物を受け入れない、放射性廃棄物の中間貯蔵施設や処分場を受け入れられないことが基本姿勢だとしています。こういう基本姿勢をきちっと書き込むべきだというふうに思います。その基本姿勢の上に、なおかつ道民の不安や懸念があることから三者協定だとか、道条例ができたということをしかりと書き込んでいただきたい。次があつては困りますけども、万が一のためにも、そうした経過をしかりと残しておいてもらいたいというふうに思います。二つ目ですが、対応3の（2）道民の声等への対応ですけども、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画案に書き加え、改めて提出した。というふうに評価をしていますが、具体的に何が変わったかということです。改定前の計画案でも、これまで通り北海道及び幌延町との協定を遵守すると記載をされています。この協定は、当然、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはしないだとか、最終処分場とせず、中間貯蔵施設を設置しないだとか、研究終了後は、地下施設を埋め戻す。そういったことが書かれている状態です。先ほど言ったような最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことというのは、この協定に書かれているわけですから、これを文章表現として書いたからといって何が変わったのかという訳が分かりません。改定後の計画案では、これまで通り研究計画の遂行にあたっては、最終処分場としないことや、研究終了後は埋め戻すことなどを定めた北海道及び幌延町との協定を遵守する。というふうになっています。あえてなぜ、などを定めたという文言を抜いたのか。この文言をあえて外すことで、何か大きな前進があったかのように錯覚させる、こうした偽装、偽版が不信感を増幅させるのではないかと思います。従ってここの記述は削除を求めたいと思います。3点目ですが、対応後、道としての判断のところですが、9年間の研究期間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、の必要な成果を得ると、計画案にある整備の完了が確認できればとは、文言を変えただけで、内容は同じではないですか。計画案にある地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、という表現が、際限なく研究期間を引き伸ばし、隙あらば最終処分場にしてしまおうと考えているのではないかという不信感に繋がっているのではないですか。そのことが、今回の大きな問題になっているのではないかというふうに思います。そうした認識が少しでもあれば、このような表現はできないのではないですか。この部分についても削除を求めたいと思

ます。以上とりあえず見解をいただければと思います。

(北海道 倉本部長)

ありがとうございます。三つのご意見だと思います。一つは、この資料2の対応についての1番目のところの基本認識のところであります。ご指摘ありましたように、この特定放射性廃棄物に関する条例、今申し上げたこの条例を作る前の基本方向の部分ではございますけれども、そこは条例に引き継がれておりますけれども、道内に受け入れがたいという条例であることは当然承知しております。で、ここはその研究計画に対する基本認識ということでもありますので、まさにその特定放射性廃棄物の処分方法の試験研究ということは進める必要があるという道の考えを書かせていただいたということでございます。ただ、その下にもありますけれども、その研究を幌延で行うにあたっては、道民の皆様の中に不安・懸念がある中で、三者協定を担保として受け入れをしたということでございますので、今後の三者協定の遵守が大前提であるということとセットで、基本認識になっているというふうにご理解いただきたいと思っております。それから二つ目のところでございますが、今回の改定で再度提出された資料4になりますが、研究計画案の6ページ、このところに最終処分場にしないことや埋め戻すといったことについては、そもそも協定に書かれているのだから当たり前ではないかと、かえってそのこういったことをやることで何か安心度が高まったということ、錯覚をもたらすのではないかとというご指摘・ご意見だと思います。これについては、経過としまして、これは我々の方からこういうふうにしてくれということ、指摘をしたわけではございません。確認会議の中で、当然のことながら処分場にしない、埋め戻すことについては道民の皆様の不安・懸念の解消にとって非常に大事なことで、再三にわたってそのことについて確認して参りました。その中で、はっきりとそこに示すためということで、原子力機構としてこれを書きたいということで再度提出をいただいたという経過でございます。我々の受け止めとしては、確かに協定に書かれていることでございます。当然協定を遵守という立場からすると当然のことでもありますけれども、実はもともとの当初計画には、処分場にしないとか、埋め戻すといったことについては計画には書かれていないことでもありますので、改めて計画そのものに、この文言書いたってことについてはそれなりの意味があるのではないかな、多くの方の中に、やはりこの研究が処分場を前提としているというようなことを懸念されている方もいらっしゃるのではないかと感じておりますので、計画の中に書き込んだということが一つはあるのかなと受けとめをしております。それから3点目のところで対応、資料2の5番目のところで、道の判断のところではございますけれども、必要な9年間の研究期間で必要な成果を得て研究終了するものと受け止める。というところが必要な成果ってというのは、あくまで技術基盤整備の完了が確認できればということで、これは際限なく、延長されるのではないかとというふうなご指摘ではなかったかと、最終的にはそれでは崩壊的に処分場になりかねないという懸念が消えないのだと、いうことだろうと思っておりますが、我々としてはこの対応のペーパーでも、何ヶ所か書いてございますけれども、この間、確認会議或いは知事と理事長との面談を通じまして、まず研究期間が9年間であるということをはっきり明確にしております。その上で、この期間を通じて必要な成果を得て研究終了できるようしっかり機構として取り組むということも、明言をいただいております。あわせて、道としては、今後、幌延町さんと連携をいたしまして、ともに確認会議を毎年度開催しまして、研究の進捗状況はもとよりですけれども、いろいろなその評価の問題、或いは、当然のことながら協定に則っているかどうか、そして計画に即し進められるかどうかというのをしっかりと確認をしていくということをやっていく考えでございます。これらを通じて、我々としては、この9年間で必要な成果を得て、研究終了するものと受けとめているということでございます。そういう前提で、今回受け入れを表明したということでございます。以上です。

(司会)

他に、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(質問者)

何点かあるのですけれども、他の方もいらっしゃるということで先に、基本的なことだけ、お話をしたいと思いますが、今までも何回も道の方の考え方というのは、道議会の中でも言われていますし、特に9年間のところについては、幾ら聞いても、これは確認できたというふうには思えない。そうゆう結論を出すに至った経過についても、今まで、この確認会議そのものが、私としては、正当なものではないというふうには言わざるを得ないのではないかと思います。今までの経過からいって、なぜかという、2003年の4月にこの確認会議っていうのが、設置をされて、この間、1回も開かれていない、地元住民の方からはですね、この間、何回か、問題が起きたときに確認会議において検討すべきではないかと、いうことを申し上げたのですが、それについては一切、開くというような、この問題を対応するような問題はないということで、これを開くということをやったこなかった。それが8月2日に原子力機構から申し入れがあったら、3日後の8月5日に設置をすると決めていますよね。この短期間に、そして、7日の日にそれを公表して開催するというをやった始まった。これはもう最初からですね、こういうスケジュールを組んでいたとしか思えない。確認会議を使って、このことをね、最初から認めようという、そういうことしか、こういう流れから言って考えられない。それと、道民からの意見を聞いているのですが、最初は案に対する意見だとか、質問だとかっていうのを聞いて、それも200件全道から集まった。それに対して、具体的に、原子力機構とのやり取りを道がやっているわけで、道民に対して直接説明したり、返したりということをして全然やらなかった。それと、もっと酷いのは、その確認結果を出してから、12月5日にその1ヶ月間の確認結果の意見募集を締め切って、それから、わずか次の日ですね、原子力機構の理事長と会って、そして12月10日に道議会で鈴木知事が受け入れるという現状。これはどう考えたって最初から道民の意見なんか聞くつもりはなかったとしか言いようがないですね。これを道が行政を進める上で、道民の意見を聞くと言いつつながら全く聞く意思がなかった。これはそもそも、この確認会議そのものが不正なものだったと言わざるを得ない。その中で出された結論というのは、これを認められない。というふうに考えています。それともっと酷いのはその内容です。この中で、専門有識者っていう方から意見を聴取するってことを確認委員会の中でできることになっている。それが最初は4人ですよ。技術屋さんばかり。それはどういう基準で選ばれたのかっていうことを私たちは聞いたのですが、それについて明らかにしていません。それから次の会からその5人に増えている。1人増えて。なぜか5人になった。この経過もよくわかりません。もっと酷いのは、この専門委員会の有識者の中に、原子力機構と深く結びついている人が入っている。どなたかという名前を申し上げますけれども、北大の准教授の●●●●さん。この方はですね、この方の研究室の責任者というのは、今回の外部評価委員会の委員をやっている方。もっと継続して研究をやりなさいってこと言った張本人の委員の人がいる研究室にいるその方がこの中に入っている。しかも、●●●さん。教授ですね、北大の。この方は元々原子力機構にいた方ですよ。元研究員です原子力機構の。そういう方の研究室にいる方をこの専門有識者のメンバーに入れて、ご意見をお聞きしました。それでまとめました。どういうことですかこれは。まったくこの問題について、客観的に結論を出すということは全くなかったと言わざるを得ない。とすれば、この出した結論ということがそもそもおかしいと言わざるを得ない。というふうに思います。

(北海道 倉本部長)

ありがとうございます。まず一つは、今回の結論、判断に至るまでのプロセスが正当なものではないのではないかと、ご指摘、ご意見であったかと思えます。まず、その中に確認会議の

ことが触れられておりましたので、まず確認会議、確かにこれまで協定には位置付けられておりましたが、開いたことはございませんでした。今回、開催するっていうのを8月2日に提案を受けて、幌延町さんと検討しまして設置をすることで合意をしたわけですが、やはりそもそも確認会議が協定の履行状況を確認するというための会議でありましたので、今回、申し入れがあったわけですがそもそもこの申し入れが、その協定との関係で、そもそも協定に妥当するものなのかどうか。協定に則ったものなのかどうかってことがまず前提になりますので、もし協定に則っていないということであれば、そもそも受け取ることができない話になることもあります。従って、確認会議という形で、しっかりと内容の精査をする必要があるのではないかということで、開催をしたところ。その中に、それをするにあたっては、今ご指摘の中でもございましたけれども、確認すべき事項、当然我々、それから幌延町さんでも、内容を受け取ったら、申し入れがあった内容の中で疑問点あるいは内容に意味がわからないものも含めて、聞くべきことをピックアップしたわけですが合わせて、道民の方々からも、疑問点ご質問いただくということで、いただきました。これについては、5回にわたる確認会議の中ですべて、その内容について確認をして、明らかにしたというふうに考えております。それを道が質問する形で直接道民の方とのやり取りがないのではないかという話がございますけれども、その確認会議の結果を取りまとめたものを持って、昨年、説明会も開催させていただいてその中でのご意見、或いは確認会議の結果に対して様々なご意見を、また郵送メール等でいただきました。今回の判断にあたってはこうしたご意見を、十分踏まえてですね。また、議会議論、或いは地元幌延町さんのご意向も踏まえて、道として判断を下したということがございますので、そういう中で、必要なプロセスを踏んできたつもりであるということがございます。もう一つは、有識者、確認会議の中での専門有識者の選定の正当性についてのごこととさせていただきますが、これは佐藤の方から。

(北海道 佐藤室長)

はい。私の方からご説明いたします。確認会議の有識者の選定につきましては、まず、地質学、そして地盤工学、原子力工学、環境工学といった研究計画(案)に関する分野の学会の方からですね、その分野に知見の深い研究専門家の紹介をいただきまして、人選をさせていただいたところがございます。こうした技術関係の専門有識者に加えまして、今回三者協定という観点もございまして、行政法の専門家につきまして出席をいただくということで、人選をしてきたところですが、道内には関係する学会がない状況ですから、道内大学の行政法の研究者の方に個別に依頼を行って参りました。その結果、1回目の会議には、正直この行政法の関係者というのは間に合わない状況になりまして、2回目の段階で委嘱を行ったというところがございます。以上でございます。

(北海道 倉本部長)

選定については、先ほどちょっと言いましたが今回の研究に我々自身が専門分野の知識については十分理解できない部分もありますので、必要だと思われる地質学、地盤工学、原子力工学、環境工学といった分野から選びたいと、その具体的な人選については、それぞれの学会をお願いをしたということとさせていただきます。原子力機構との繋がりについては、なかなかどのような繋がりについてはすべて調べ切るのには難しいと思います。我々としては、機構との繋がりという観点よりも、先ほど申し上げた必要な分野で、しかるべきアドバイスをいただける方を選ぶということで、今回選定をしたということとさせていただきます。

アドバイスをいただくということでございまして、我々、今回確認会議は、確認会議の中で、確認会議の目的というのは、この申し入れのあった内容がどういったものなのかをまずしっかりと理解する、我々自身が理解をするっていうことが一つです。それから、理解した上で、これが三者協定との関係でどうなのか、とりわけ今回確認会議の中では必要性、妥当性それから協定と

の整合性と大きく三つ視点を掲げたわけですが、まず内容について、なぜその延長をしたいと言っているのか、これを我々、なかなか専門知識がない人間が、しっかりと理解できるように確認会議で整理をするというのが一つの目的です。それから、妥当性というのは、その理由が、実際のやろうとしている内容と合致しているのか、それから三者協定との整合性については三者協定に逸脱するものではないのかということを確認をするということでありまして、確認会議の場で、受け入れするかどうかを判断するものではないもので位置付けをしております。したがって、機構との繋がりというのはなかなかいろいろな繋がりがあるのかもしれませんが、その分野についてのアドバイスをいただくということでやっておりますので、それを踏まえて、それぞれ道及び幌延町として、個別に判断をしたってことでありますので、各委員会の中でその位置付けをしております。

(質問者)

何も答えていないじゃないですか。道がこういう客観的に結論を出そうとして作ったはずの確認会議の中に、専門有識者として人を選ぶときに具体的にどういう条件で、どのような方で、どこに頼んで、そして、どういう人が選んであげてきたのかということがまず一つです。その中に、原子力機構の中で、元研究員だった人が北大にきて、その北大の中で、原子力機構から頼まれたような研究論文をたくさん発表している。この●●さんと●●さんという人は共同で、そういう人を調べたらすぐ分かる話です。誰でも。僕らでもわかったのですから。そういう人を入れた確認会議。これ正当じゃないですよ。全く。道が原子力機構のためのそういう確認会議を開いたとしか言えないじゃないですか。道民のための確認会議ではないですこれは。おかしいでしょ。まだあります他に、いいですか。もう一つ、確認会議の中に、2回目から、経済産業省と文科省の役人が入っていますよね。これ確認会議の設置要綱のどこにあるのですか、こういう人たちを入れても良いということ、どこに書いてあるのですか。しかも、これ、自治の基本でないのですか。こういう問題を扱うときに、自治体が自主的に主体的に決定をする。国の影響力を排除するって、これ、自治の基本ではないですか。なんでこんなことになる。こんな確認会議が正当だと認められるわけがないでしょ。そこから出てきた結論が正当なものであるわけがないでしょ。

(北海道 倉本部長)

まず確認会議は、そこで結論を出すということではなくて、先ほど申し上げましたが、今回の申し入れがまず8月2日にあったわけですが、なかなか内容については、色々な専門的なことも書かれておりますし、まずこの申し入れのあった内容にどういったことが書かれているのか。それから、今回の申し入れが期間の延長ということでありましたので、そもそもその期間の延長の必要性っていうものがどういう理由とされているのか。それから、その理由と書かれている内容がマッチしている妥当性があるのか、それと協定との整合の関係で何か問題はないのか。そういったことをまずしっかりと精査をして、その上で、道民の方々から、申し入れのあった内容はこうだということを整理した上で、様々なご意見を伺って、そのご意見を踏まえた上で、それぞれ、今回三者協定の当事者である幌延町と我々それぞれが判断をするということでございます。従って確認会議の有識者については、先ほど申し上げた目的である、その中に何が書かれているのか、必要性、妥当性、協定との整合性等々について、我々が確認できる際に、例えば自身の用語の問題ですとか、法律的な解釈などでアドバイスをいただくために、必要な、先ほど申し上げた分野の学会の方に推薦をいただいて、選んだということです。機構との関係については、先ほど申しましたように、色々な研究をしていく中で、そういう原子力機構という様々な団体との関わりというのは、研究者の中で様々にあるとは思いますが、今回はあらかじめそれを排除するというので考えたわけではなくて、繰り返しになりますけれども、申し入れの内容についてしっかりと精査を我々がするために、必要な知識を持った方、アドバイスをさせていただける方を選

んだということでございます。それから、経済産業省、文科省につきましては、原子力機構は所管団体、監督すべき立場にある団体ですので、有識者ということと呼んだわけではなくて、要綱の中に関係自治体等に必要な事実確認を行うということですね、そういう事実確認の際に必要なことが、コメント求められるということであえて出ていただいたわけでありまして、有識者と同様な意味合いで出たわけではございません。

(司会)

他に質問されたい方もおられますので、一巡されてからお願いします。

(質問者)

腑に落ちないことがたくさんあります。まず第1に、去年の7月26日までは、この事業が順調に進んでいると言われていました。そして、数日経って、8月2日にまた9年間も研究しなければならないことがある。専門技術者って人がそう言ったらしい。その数日間の中に、どうしてこれほどのことをやらなければならないことになったのか、そういうことがわからないし。専門家を選んだ人も、倉本さん私が選んだって今言ったよね。こんなのおかしいし、当初計画では20年程度で、20年程度研究するというようになっていた。今回は、9年と言うけれども、9年で止めるとは言っていない。ちゃんとできたら止める。と書いてある。出来ないと言われてたら、また続けるわけでしょ。腑に落ちないことばかりです。こういうことは、それでも知事はそれでもやっても良いと言った。この知事を選んだ人は、我々が選挙で選んだ人ですけれども、この問題についてね。あの若い知事が結論を出せるっていう、そういう仕組みがあるらしいのだけど、いつそんな、こんな大事なことをね、知事ひとりの判断で決めるなんて、これはとても我々には納得いかないものです。大体選挙そのものがおかしいですよ。50%ぐらいしか投票しない、そんな選挙無効ですよ。選挙法が間違っている。せめて80%ぐらい投票するような選挙の仕組みしなかったら駄目です。そこが駄目だからこういう問題が起きてしまうのですよ。大体、北海道のことを考えている人はこの確認会議の中に1人でもいないでしょ。北海道のことなんか何にも考えていない人ばかりです。そんな人が確認会議をやったって、良い結論なんかできるわけがないです。そんなことは全然、私は納得できない。以上。

(北海道 倉本部長)

まず、7月の終わりの方、7月の段階まで、研究は順調に進んでいるという報告があったにも関わらず、その後何日間かで、延長の申し入れがあったと。なぜそんな急に変わるのかという、非常に信じられないというご指摘、ご意見だと思います。これは我々自身の反省も含めてではありますけれども、我々も、この間、毎年、研究の成果、それから、実績ですね、それから計画については、報告を受けておりました。同じように概ね順調に進んでおりますということで、報告を受けてきたわけでありまして、そうした中で、これも確認会議の中でも確認をしたことでもありますけれども機構としては3月までに行われた色んな評価の中で、引き続き、まだ研究すべき課題が残っているという指摘を受けて、その後、組織としてどのような対応をするかの議論をしていました。7月の段階では、まだ、組織決定ができなかったのでお伝えができなかったという話でありまして、ということではあったということは確認会議でも確認したのですが、確かに、突然に申し入れがあったところについては、道民の皆様からの信頼を損ねかねないような事態であるというふうに思っております。これは知事と機構の理事長が面談した際にも知事からそういったことが、住民、道民の皆様への不安を大きくしているのだと、非常にそこを不信感の基になる。その不信感があると、しっかり研究ができないじゃないかということ強く指摘をしております。我々としてもそういう意味もありまして、しっかりと今後、実績だとか、計画というものを毎年度、適宜確認することはもとよりですが、いろいろ外部からの評価も節目、節目で、機構の研究

は受けるということになりますので、そういったことについて、それから協定が遵守されているかどうかもとよりですけども、計画に即してしっかり進められているのかっていうものを今まで以上にしっかり確認しなければならないという考えで、今後は、毎年度、確認会議を開催する中で、研究の進捗をしっかりとウオッチしていこうと考えております。それから2点目ですが、9年で止めるとは言っていないと、ちゃんとできたら止めるっていうことを言っているので、再びまた延長されるのではないかというふうなご指摘ご意見だと思います。我々、これも先ほどご説明した部分と重なりますけれども、まず、研究期間が9年間だということ。それからこの期間の中を、この9年間を通じて、必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むということを、これ機構の方から理事長からの言明をとっております。それから、我々としても確認会議を今後開く中で、その計画に即して進められているのかということを一確認していくということで、我々としては、この9年間で必要な成果を得て終了できるというふうに考えております。一方で、冒頭の中に、ご説明をいたしましたけども、我々としては、この特定放射性廃棄物の処分方法に関する研究自体は、やはり進める必要があるというふうな考え方を、基本的な立場を持っておりますので、その研究をしっかりと成果を出してですね。それで終了してもらってことは非常に大事なことだと思っております。今後、再度の延長があるじゃないかというふうなご指摘でしたけれども、我々としてはそういうことから、更なる延長はあるとは考えておりませんが、仮に、改めて協議があった場合について、現在、それを認める考えはないということを知事からも発言しておりますし、この場でも申し上げておきたいと思っております。それから3番目、これを知事1人の判断で決められるものなのかということでございます。最終的に受け入れるか受け入れないかを決めるのは知事ということになるかと思っておりますけども、当然それは、様々な方々のご意見を伺いながら伺った上でということになりますので、今回、我々としても、先ほど申しましたけども、まずは、確認会議を開くにあたって、質問、疑問点を募集し、また確認会議の結果を受けて説明会、或いは、郵送等々でご意見をいただき、そういったご意見を踏まえた上で、最終的に判断をさせていただいたということでございます。以上です。

(司会)

他に、では、一番奥の。

(質問者)

再度になりますけども。道の、この間のやり方を見ると、三者協定からスタートして、先ほどもありましたけども、処分方法の試験研究を進める必要があるっていう考え方。これは道条例の中にも書かれています。条例の三者協定の担保措置ですねあくまでも、その前にある基本的な考え方っていうのは、やっぱり私はどうしてもそこからスタートすべきだというふうに考えます。先ほどの確認会議の話、メンバーの話ありましたが、この基本的な考え方をまとめる際には、十数回検討委員会を開いて、何回か懇談会っていうのもやっているかと思いますが、検討委員会の中では、反対派の住民団体のメンバーからの意見聴取というものもやっていますよね。どこまで受け入れたかどうかはわかりませんが、意見は聞いているのですよ。でも、今回、確認会議、反対派から意見を聞くのっていうことは一回もやっていません。ですから私は、これは9年後、9年ですから実質は、その前の8年か7年後に再延長っていう協議はもしかしたら来るのかもしれない。それまでには、少なくとも部長さんも室長さんも道にはいないと思っておりますので、ですからしっかりと基本的な考え方のベースになる部分は今回のこの対応には含めていただきたいと思っております。それと二つ目ですけども、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画案に書き加えられたのだから、今まで書いてなかったのだからっていうことだったと思いますが、だったら、ついでに、研究期間も書き加えさせてください。一方だけ取り上げて、成果だ、成果だと言われても困ります。三つ目ですけども、これもやっぱり、研究期間の問題と

絡んでくるのですが、必要な成果を得て研究を終了するものと受けとめってというのは、やっぱり再延長の余地をしっかりと道側が作ってあげているじゃないですか。それで9年で終わる、終わると言われても、信用できるかって話ですよ。とりあえず意見はこれだけにします。後で要望がありますので、もう一回手を挙げます。

(北海道 倉本部長)

3点のご意見、ご指摘だと思いますが、まず一つ目の平成12年6月に出した幌延町における深地層研究所計画に対する基本的な考え方についてということがベースだろうというご指摘だったと思います。我々もこれはもちろん、ベースというか根底にある分ということ、そういう認識に立っております。この基本的考え方を出して、先ほどご指摘の中でもありましたけども、その後色々と意見聴取などをしまして、それでいわゆる特定放射性廃棄物の条例ですとか、それから協定についても、必要な項目をさらに追加をして今、16条形式になっているのですが、それを担保措置として、導入の受け入れを決定したという経過だったというふうに理解しております。そういう意味でいくと、基本的考え方をベースにし、さらに担保措置として内容を充実させた協定っていうものが、やはり我々としては基本的な、まず、注視しなければならないベース、前提として考えているということでございます。それから二つ目の9年間ということについては、これを書き込ませて欲しいということで、先ほどの方と同じご指摘なのかなと思いますけれども、これについては、我々は先ほど申しましたように、まず、機構理事長もしくは機構との確認会議、それから機構理事長との面談などを通じて、9年間の期間に必要な成果を得て、研究終了できるようしっかり取り組むことを明言していること、それから、道として確認会議を今後、開催して計画に即して進めていることをしっかりと確認フォローしていくということによって9年間の期間に必要な成果を得て研究を終了するものと受け止めるというのが我々の前提でございますけれども、一方で、今回は、そういったことを知事と理事長の面談については議事録もしっかり起こして明文化もしております。という中で、我々としては、この9年間という期間の中でしっかりと成果が得られるように進めていくものとして、こちらとしても対応していくし、確認会議の中でも確認していくということで考えております。それから3点目の再延長の余地を残しているのではないかとございまして。我々としては先ほど申しましたが、再度の延長があるということは考えておりませんが、仮に、手続き上は、改めて協議ということもあり得るかもしれませんが、仮の話ですけれども、改めての協議があった場合について現在認める考えはないということでございます。以上です。

(司会)

他にご質問のある方。

(質問者)

地元住民の賛成派の一人として意見を言わせていただきます。皆さん三者協定でかなりの不信感というか、反対の方はそういうふうにおっしゃいますが、この三者協定のできた当時、道議会での特別委員会で大紛糾いたしました。深夜にまで及ぶ道議会での議論で、この三者協定が、地元が要望した十分な要望ではない結果の三者協定でございました。それだけ議論した三者協定に、これから再延長するという申し入れに対して、検討委員会が開かれ、道議会にも今回議論があったところでございますが、これを道議会の議論でどのような意見が出たのかお伺いしたいのと、この延長に関する、三者協定に我々、地元住民としては、たかが9年という年数と思っております。ただそれを変えるだけに、先ほど申しました道議会の大紛糾が基礎となった三者協定が不十分だとは思っておりません。今回の道の決断と幌延町の決断は、私は、拍手喝采するものと思っております。意見と質問、一つずつですが、お聞かせ願いたいと思います。

(北海道 倉本部長)

道議会での議論はどのようなものがあったのかというご質問であろうかと思いますが、道議会については第3回の道議会、第4回の道議会で議論がございました。まず一番、共通する部分としては、三者協定の遵守ということが大前提だということで、議論が一番多くあった部分でございます。それから、処分場になってしまうのではないかとという道民の方々の間には依然として不安があるのだと。そういう不安をしっかりと踏まえた上で、今後判断すべきだというふうな議論がございました。それから、もう一つは、これは道民の方々からのご意見にもあった部分でございますけれども、当初計画が20年というもので始まったものであるもので、この当初計画通りに20年で終了させるのが、筋ではないかというふうなご議論もありました。それから、道自身がこれまでそうした研究期間を守らせるというふうな役割を十分に果たしてこなかったのではないかとというふうなご指摘があったところでございます。我々としては、この道議会議論を踏まえた中で繰り返しですけど三者協定がまずは大前提だということ。それから、今回、先ほど資料2のところにも書かせていただきましたけれども、確認会議での確認内容や、それから知事と理事長との面談などを通じて、道民の皆さんが不安に思っているしやるなし崩し的に、この幌延が最終処分場になってしまうのではないかとという不安や懸念が、現実になるものは防ぐことができるというふうに考えております。それから、道自身の役割について、しっかりと果たしていなかったのではないかについては、ここはさらに、今後のあり方としては、今まで以上にしっかりと原子力機構との間で確認を行い、そうしたものについてはしっかりと公表していく、話をしていくということをしなきゃいけないというふうなことを考えておまして、そういったことを踏まえた上で、今回、判断をさせていただいたということでございます。以上でございます。

(司会)

他にご質問があればお受けしたいと思います。

(質問者)

すいません。先ほど、部長の方から答弁いただいたこと。理解できない。国の役人、これも文科省も経済産業省も研究についてどんどん進めていけっという立場の国の組織ですよ。その役人を入れて、しかもですね。設置要綱の関係自治体等の事実確認を行うものとするって、この中に含めたのですか。国を。ありえないでしょこんなこと。こんな解釈をするのですか。道は。こんな解釈できるのですか。関係自治体等に事実確認を行うっていう等の中に、国が入るのですか。こういう馬鹿なことをやって、今回の確認会議が進められてきたのですよ。でたらめじゃないですかやっていることが、こんなでたらめな会議を開いてきたのですよ。どこに正当性があるのですか確認会議の。それと9年間のこともおかしいですよ。確認した後も皆さん言っているからその通りなのですけど、もう一つね。部長さんも答えていますけども、議会の中で。仮に、技術基盤の整備を完了できずに、研究継続をする必要がある場合には、機構は改めて計画変更の協議を申し出るが、協議が整わなければ計画は変更できず、第四期中長期目標期間で終了する。これを根拠に、期間を確認した、最大のものだ、みたいなことを道の方は何回も言っています。けども、原子力機構の児玉理事長と会ってこれを確認されていますか、言われていますか。理事長に一言も言ってないですよ、こんなこと。それから、今日出したこの道の進め方の中にも書いてないですよ。一言もこのこと。何なのですかこれは。道議会で議論したことをコケにしているのですか。

(北海道 倉本部長)

まずは、文科省、経産省の部分ですけれども、今回、これをお呼びしたのは原子力機構の監督する立場であるということと、それからちょっと先ほどすいません私言い忘れたのですけども、

やはりこの一番の不安、懸念の根源が、なし崩し的に処分場になるのではないかということでもありますので、そういう処分場の政策を所管するということもありますので、その文科省、経産省の方には来ていただいて意見を述べるということではなくて、必要な場合に、事実を確認するということで来たところでもあります。設置要綱にストレートには書いてございません。必要に応じて、こちらとして聞く必要があると判断したので、来ていただいたということでもあります。決して文科省、経産省の方々の意見で何か、確認結果が変わったということではないというふうに考えております。それから2点目のところですけども。

(北海道 佐藤室長)

今の2点目のところですが、ご質問の趣旨が違っていたら、あれですけども、仮に整備が完了せず継続する必要がある場合には、のところでございますけれども、これにつきましては、確認会議の中で機構の発言として、そういう発言があったと。それをそのあと、理事長との確認の中で、私どもとしましては、この研究期間が9年間であり、機構が研究を9年間でもって、成果を上げて終了するものということを受けとめたということで、その最初のお話というのは確認会議の段階で、機構側から確認できた内容という理解かと思えます。

(北海道 倉本部長)

9年間で必要な成果を得るように取り組むというのは理事長との面談の中で、発言をいただいていますし、それについては議事録にも掲載しております。それから、機構の方からは理事長のコメントとして、研究期間は9年間であると、その期間を通じて、必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかり取り組むというコメントも出ております。

必要な成果を得て研究終了できるようにしっかり取り組むということが明確になったということだと思っておりますけども、あわせて、道として先ほど言いましたけども、今後、毎年確認会議を開催いたしまして、その研究の進捗状況や評価も含めて、把握をし、研究が協定に則って、計画に即して進められているのかというものをしっかりと我々も確認していくと、そういうことを通じて、9年間の期間で必要な成果を得て、終了するものと我々は受けとめております。

(司会)

他にご質問のある方ございました。

(質問者)

まず2点ほどお伺いしたいと思います。これまで反対派だと思われる方の質問の中にもありましたけれども、私たち周辺だったりとかに住む町民だったりとかからしての、まず信用だったりとか、そういう点についてです。幌延町が誘致を表明した当初、幌延町の人口減だとか、産業だとかいろんな点で不安だとかがあったということで、誘致をされたということは重々承知しておりますけれども、当初、幌延町長が誘致した際に、電源三法の交付金を原資に、基金を造り酪農家の負債の利子補給を町で行うというふうに答弁されているということです。ただ電源三法の交付金というのは、公共施設整備のための交付金として出されるものであって、こういった基金を造って酪農負債の利子補給であったりとかっていうことは、基本的にはできない。不可能なものであるのに、こういう説明をされた。過去に動燃が、現地調査を強行したということや、また、今回の当初計画20年程度から9年間延長するというので、周辺町民に対しては信用、町民からしたら信用がどんどん薄くなってきているという状況にあるのかなというふうに思います。先ほど質問の答弁の中で、9年間で必要な成果を得て終了できるというふうに考えている。再度の申し入れがあったとしても、知事は、現時点では、延長申し入れはしないというふうに答弁されていましたが、ここまで信用が失われた状態で、先ほどの答弁ってものをどのようにして、

私たちは信じれば良いのかというところ。不信感しかないのかなというふうに考えております。9年後ということでもしかしたら知事が変わったりとか、現在答弁されている方、町長だったりとかは変わるかもしれないのに、ここまで言い切ることはできるのかなということ。どうなのかなというふうに思っています。これに合わせて研究計画案に最終処分場としないこと、研究終了後は埋め戻すことを研究計画案に書き加えてっていうことですが、こうも簡単に研究計画案をこういうふうに修正できるということは、もしこの8年後9年後に、また延長するという申し入れがあった際に、研究案のこの文言が、消される可能性っていうのも、ぬぐえないのかなっていうふうに思います。質問ですけども、どちらもちょっと信用が難しいということの質問だったのでですけども、この辺りについて明確にご答弁いただければと思います。

(北海道 倉本部長)

原子力機構それから、我々道も含めて、信用、信頼感が低下しているというか、不信感が募っているという、ご指摘だったかと思えます。もし本当にそうした事態が本当に我々としても大変申し訳ないというか、我々のこれまでの取り組みの中で、そういった信頼感が損なわれるようなことを招いてしまったとすれば本当にそこは申し訳ないと思っております。一つは、まず情報をしっかり公開オープンにしていくっていうことも非常に大事だろうと思っております。まさに先ほど申しました。今回の経過の中で、7月まで順調だというふうに言っていた中で、急に翌月になって、延長だということ自身が、非常になぜ急にという状況なことでありますので、やはりそれは住民の皆様の信頼を損ねかねないことだというふうに我々も思っておりますし、先ほど申し上げましたように機構の内部での手続きということがあったにせよ我々自身も、その間、報告を受けて、順調にいついってと報告も受けたわけですが、プロセスの中で確認行為が十分されてなかったっていうふうな反省もしております。今後は、我々の方からも、知事からも、機構の理事長にもお伝えしておりますけれども、住民の方々からの信頼が研究の必要不可欠な部分でありますので、そのためには情報をしっかりとオープンにして積極的に発信をしていくということを、これまで以上にしっかりとやって欲しいということを求めていますし、我々としても、先ほど来申し上げておりますが、今後、毎年確認会議を開催する中で、従来以上に研究の状況をしっかりと把握をし、それについても、我々の方からの情報発信をしていくことをする中で、改めて皆様からの信頼感を高めていけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

(司会)

他にご質問等ございましたら挙手をお願いします。

(質問者)

要求事項。お願いをしたいというか、求めたいことがありますので。原子力機構への回答は書面ですっていうことで知事が表明していますけども、いつ、書面ですのかわかりませんが、明日まで、説明会をやって、そのあと道議会議論もやってということになるのかどうかちょっとわかりませんが、回答について、回答文は公文書で出すのだと思いますが、そこに3点、書き込んでいただきたいということで要望します。一つは、研究期間は令和10年度までとする。これは先ほどから、散々答弁していますけども、12月12日の記者会見で知事は、9年間で研究を終了していただく。そういうことについて直接確認をさせていただいていますと述べていますので、問題ないのかな。もう一つ、一方当事者の原子力機構も令和2年度以降の研究期間は9年間です。とホームページ掲載しています。この文書も誰が発信したのか、どこの部署が発信したのか、誰に宛てたのかさっぱりわからない文章が、一応ホームページ載っていますので、そういう意味からいうと、記者会見などでは、原子力理事長は、再度延長の申し入れもするようなこと

がないとは言えないようなことを言っていますので、そこは齟齬が生じますので、きちっと研究期間は10年度までですよってということは、この文書に回答文に書き込んでいただきたい。書き込んででも何ら、ここでの議論も聞いても支障はないと思いますので、これを書かないと不信感をますます強まるかなと思います。二つ目ですが、研究期間の再延長は認めない。これも先ほど部長からも話がありましたし、12月10日だったと思います。道議会での答弁に基づくものでございますので、知事の意味表明として書き込んででも何ら問題はないかなと思います。ぜひ、これも書き込んでいただきたいと思います。三つ目ですけれどもこれは書いても書かなくてもっていったらちょっと語弊があるかな。深地層研究計画を進めていくにあたっては、三者協定を遵守すること。これは12月6日の三者面談において、原子力機構の児玉理事長が、三者協定は大前提と認識しておりますと述べている。計画案にも、先ほど大きな評価項目として、説明されておりましたけれども、計画案にも記載されていることですから、これ双方とも、今言った3点とも、双方とも問題がないのであれば書き込んででも何ら問題ないことだと思いますので、相互同意している内容ですので、ぜひ書き込んでいただきたいと思います。もう一つ、これは道の方の対応ということで今後の関係ですけれども、2点ほどお願いをしたいと思います。一つは、知事は12月12日の記者会見で期間中も三者協定を遵守し、計画内容をしっかりと進めているかについて確認をさせていただくと述べている。先ほど来議論ありましたけれども、確認会議には、原子力機構の代理人のような人ばかりではなくて、住民団体のメンバーも入れていただきたいということを、ぜひ、この場で確認をいただきたいと思います。二つ目ですけれども、先ほど来の9年間で終わる。再延長は認めない。というようなことを、知事が議会で答弁しているというようなことを、部長からもお話がありました。であれば、なおのこと、知事は知事広報の時に、原子力機構は協定内容に則して誠実に取り組む責務を有すると、公開質問状に回答していますので、そういった認識もしっかりと踏まえて、原子力機構には、研究期間は令和10年度まで、それまでに計画に沿って研究を終了しなさいということをお願いしたい。これは道のこの間の8月以降の道の対応です。北海道の対応見ると、なんかね、国に遠慮しているのか何かあって、スパッとした物の言いができていないからこういうことになってきているのだと思います。行政にやっぱり限界があるのだと思います。ですから、岐阜県の古田知事や、青森県の三村知事が再三、経済産業大臣が変わるたびに、青森県を最終処分場にしないということを確認しています。と伝えられております。実際にそうしていると思います。そういうことを見習っていただいて、前の知事はさっぱり何もやっていなかったからこんなことになっているのだと思います。従って、今の鈴木知事、青年知事らしく、しっかりしたスタンス、スタンスをはっきりしっかりしていただき、そうすれば、行政の皆さん、事務方の皆さんも毅然とした対応がとれるのではないかというふうに思いますので、このことについては、しっかりと知事にお伝えをいただきたいというふうに思います。とりあえず2点、あと最終的な回答がいつされるかわかりませんが、それまでにまた気づいた点があれば、文書等でお知らせすることになります。心情的に受けとめるのではなくて、行動としては文書にしっかりと書き込むという意味で受けとめていただきたいと思います。

(北海道 倉本部長)

ありがとうございます。ご要望ということで、まず、今後の回答について、どういう形式で、どういう中身かは、これから検討する段階でありますけれども、文書で回答することを予定しております。やはりこの間、研究期間というのが一番議論にもなりましたし、我々もその期間について、精査をして或いは機構にも確認した部分でありますので、その研究期間については、しっかりと対応するよということ、求めていくことを考えていきたいと思っております。それから、確認会議での専門識者のメンバーについては、今後改めてまた選ぶということを考えておりますけれども、まずは、先ほど言ったようにそれぞれ研究に関する専門分野から専門的なアドバイスができる方々を選ぶということ。それから、改めて今回はコミュニケーション分野について

う意味で、いわゆる研究者の言葉と、我々のようなそうじゃない人達の言葉は、かなりの差があるものですから、その間をつないでいただけるように、研究の言葉を一般の言葉にうまく書いたり、或いは逆に、一般の人たちがわかりにくいところ研究者に伝えるっていうか、そういうことをサポートしていただけるような方を加えていけないかなというふうにも考えておりますが、そういう観点から、道として、改めて、そういう仕組みについては選んでいきたいと思って、幌延町さんと当然、相談の上、選んでいきたいというふうに思っております。それから、機構に対して研究期間についてのことを、再三、知事から求めるべきということでございます。これについては知事、或いはもちろん我々自身が、先ほど申し上げましたように今後、しっかりと研究の進捗について、点検確認していくということになりますので、そうした中で、当然、様々な機会を通じて、しっかりと求めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

(司会)

他にご質問があれば、お受けしたと思います。

(質問者)

先ほどね、協議が整わなければ計画変更はできず、第四期中期目標で終了するってこれを入れなかったと。これ意図的に入れなかったのではないかと私は思っている。これは、なんでそうかという、これを入れとくと、道が主体的に判断をしなければならぬということが、書き込まれることになるからです。だから、最後のまとめのところで抜いちゃったと。道議会でもそう答えておきながら抜いちゃったと。そういうことじゃないですか。それとね、専門有識者の話。最初の話。今回専門有識者をまた新たに選ぶようなことを言っていますけども、専門有識者を選ぶときの基準、経過それを明らかにできるのですよね。明らかにしてください。具体的に、いつ誰がどこにどのように文章を出して要請をして、まさか丸投げってことはないですよ。どっかに。それは全部明らかにしてください。それと、なんでね。これが本当に作られたものだからっていうのは、こういうことを言うのかっていうと、2014年の4月に野村理事長が問題になりましたよね。埋め戻すのはもったいないと言って。これ道にもいろいろなところから三者協定違反だっていうことを言って、道に対して取り消させろというふうに、各団体が行きましたよね。このときに道はなんて言っていた。不用意な発言だったけれども、研究終了後は埋め戻すっていうことを前提にして言っているの、問題はないというふうに答えているのですよね。この野村理事長はその他にもいろんなことを言っています。何にだって言っているかという、研究期間20年の制限を我々も外したいと思っている。我々です。私はではないです。我々も外したいと思っているって言っているのです。この中で、その通りになったじゃないですか。その通りにしたじゃないですか。道はこれを押さえているはずですよ。機構の中にこういう考え方があるということ。それが8月2日に突然言ってきました。何を言っているのですか。しかもね、内容からすると基盤研究ってなっているのですから、これは原子力機構も基盤研究だと言っています。幌延は、だけど、基盤研究の後に本格的に処分場にするために、処分実施主体のNUMOがまとめた文章には、もう基盤研究はほぼ終わっている。だからいつでも処分場つくれますよって言っているのですよ。なんで基盤研究をやっている幌延が、ここで研究を続ける意味があるのですか。もう終わっているのでしょうか幌延の研究は、そして、NUMOはこれからやる、令和2年度以降からやる研究というのは、NUMOがやるべき研究を代わってやるということ原子力機構が、しかも人材も金も、これは全道からの質問だされた結果、原子力機構が答えたことですが、これからの研究の中で、NUMOの金も人材もその中に組み込んでいる可能性があるということ言っているのですよ。これは明確に三者協定違反じゃないですか、三者協定の三条に、頭の良いあなた方が何なのですか。こんなことも見過ごすのですか。三者協定違反ですよ。この申し入れ自体が、だから、幌延町の中には、たくさんそういうふうに考えている人がいると思います。だ

けど三者協定違反です。これは。

(北海道 倉本部長)

最初の確認会議で確認した事項、具体的には仮に技術基盤整備の完了を確認できず、研究を継続する必要がある場合には云々のところですが、協議が整わなければ、計画を変更できず、第四期中長期目標期間で終了するというのを、知事と理事長との面談の中で、なぜ取り上げなかったのかということですね。この資料2の方ですか。我々としてはこの資料2というのは、資料5でお配りしておりますけれども、確認会議で確認できた主な内容っていうのは既に、これを公表しておりますけれども、これを前提として、資料2が出ておりますので、ですからこれを前提として、資料2が出ておりますので、資料5のことを全てここに書くということはしていませんが、それは全体の文章、その中の趣旨のところを取ったということでありまして、資料5に出しているものがなくなったわけでありませぬので、それであえて別に載せてないと、他意はないです。そういうものについて、あえて落としたりとかっていうことではないと、両方とも全て前提としているということで、ご理解いただきたいと思っております。それから確認会議の有識者の基準をとということでございますけれども、それについては先ほどベースとしてまず、今回やっていただいた有識者については、まだもちろん最終的に決めておりませぬけれども、継続的に基本的にはやっていただくことをまず前提としては考えております。選び方としては、先ほど申し上げたそれぞれの必要な学問分野の方からですね、アドバイスをいただける方、それにふさわしい方を選んでいくってそれを道と幌延町の方で選ぶということでございます。それから野村理事の発言についてですが、そういうような発言。いろんな発言があったと。いろんな発言があったということについては新聞或いは、いろんな要請活動の中でも我々承知しております。例えば具体的にその場にいたわけではありませぬので、その場の具体的な話は聞いて承知しているわけでありませぬが、様々な発言があったと承知しております。それを受けて、道としても、原子力機構野村理事、それから、監督所管官庁である文科省の方にも赴きまして、発言の真意、それから、協定遵守だということを改めて確認をすることをしまして、また、こういったことが繰り返されれば、住民の方々からの信頼が失われて研究が継続できなくなるということを強く指摘をしたところでありまして、そう。そうした対応について、これまでやってきたということでございます。その他については佐藤の方からお答えしたいと思います。

(北海道 佐藤室長)

はい。まず基盤研究と言えるのかというお話ですが、まず当初計画の研究というものは基盤研究ということでやってきて、三つの必須の課題に重点を置いて取り組まれてきたということがございます。それで、研究計画案のこの延長にあたっての研究につきましても、我々、確認会議の中で確認している中で、この三つの必須の課題の範囲で延長をする必要が出てきたということで延長したいという考え方で、我々としては基盤研究だという考え方であります。それとNUMOの報告書の中で基盤研究は終わったのではないかというお話でございますけれども、これにつきましては、NUMOの報告書の中では、2000年以降の技術研究開発の成果を踏まえて、適切なサイトの選定に向けた技術基盤が整備されたものとされていますけれども、その報告書の中でも技術的な信頼性をさらに向上させていくために、人工バリアの適用性を確認するための地下研究での、実規模試験などを行っていくという課題があるということを説明されているということで、こうした課題について原子力機構が、幌延深地層研究センターの地下施設を活用して、先ほど言いましたように応用研究ではなく基盤研究の延長ということで、実施していく計画と認識をしております。また、NUMOの人材等が活用されるということにつきましては、確認会議の場において、機構からは、現時点においては、具体的計画があるわけではないけれども、NUMOも想定しているのは、事実確認されておりますけれども、その場合にも協定第三条の遵守を大

前提として、あくまでも機構が主体となって機構のその研究のために、実施していくということで、機構の研究目的や課題と整合してかつ機構の責任において、地下研究施設を運営管理できる形態とすることを確認しております。道としても、今後の確認会議、そういった場合におきましても、この計画、成果の報告を受ける際、きちんとその状況については確認をして参る考えでございます。

(司会)

他にご質問はないでしょうか。

(質問者)

何にも答えてないですよ。NUMOの人と金が入ってくる可能性が高いですよ。なぜかしたら原子力機構に金がないからです。それを関係ないというふうに考えているから処分場に繋がっているのです。こういう大事なことを全部曖昧にしているのです。道は、原子力機構から、今の時点で、NUMOが直接人が入ってこないことになっているのですよ。今時点。それがこれからはNUMOの人も金も入ってくると言っている。なんでそれを認めるのですか。道が。そのことを。それが入ってきたら、三者協定の第三条の違反になるでしょ。違反にならないのですかこれ。それから何回も聞いているけども、専門有識者の選任の具体的なこと、全部明らかにできるのですよね。選任している過程。それは良いのですよね。それをちゃんと答えて下さい。

(北海道 倉本部長)

NUMOの人と金が入ってくる可能性ということですが、我々は別に軽くこれは考えているということではなくて、むしろ、確認会議の中で、そういう、特に3条との関係の中で、これに整合性が取れない。違反されることがあるのではないかとということで、あえてそこを確認したところでありまして、3条は処分を行う実施主体、最終処分を行う実施主体すなわちNUMOですけども、NUMOに譲渡または貸与しないと、これは実施主体のところ譲渡してしまう、或いは貸与してしまったり、貸与したから急になるとは思いませんけども、そうなってしまったときには、管理が届かない中で、最終処分場にされてしまうという懸念を払拭するために、実施主体の方には譲渡又は貸与しないとということであります。今回、そこを踏まえた上でどういうことが、今、先ほど佐藤から話がありましたように現時点で、何かNUMOの人と金を入れる計画が具体にあるということではないということでありましたけれども、可能性があるということでしたので、その場合どのようにするのかということを確認した中で、先ほど申し上げたような条件のもとで行うということで、これは3条に掲げるような譲渡や貸与に当たらないというふうに我々は考えております。それから、専門有識者の選定の過程については先ほど申し上げたように、いくつかの研究分野で地質ですとか地盤工学、環境工学、放射線、そういった分野からの適切なアドバイスをもらえる方を学会に推薦の依頼をしたということでございます。行政法については、道内に関係学会がございませんでしたので、行政法の専門家の方々を何人か当たった中で、適任とされる方を我々の方で選んだということでございます。過程としては以上でございます。今申し上げたのが過程でございます。

今の確認会議の有識者については今申し上げたような経過の中で選定をさせていただきましたが、今後、改めて確認会議を開催していく予定であります。専門有識者については、現在の方々を継続される方も、結果的にあろうかと思っておりますけれども、次に開くときには新メンバーも、今、先ほど申し上げたような新しい方も加えていけないかと考えておりますので、改めて選んだ方々をどういうふうにして、委嘱させていただいたかについては確認会議の中でも、明らかにしていきたいと思っております。

学会への依頼については文書で今回は要請しております。こういうことを行うという趣旨の中

で、ふさわしい人をご推薦願いたいということです。推薦を依頼したということでございます。

(司会)

他にご質問があればお受けしたいと思いますけど。ございますか。ございませんか。

それではですね、本説明会はですね、自由退席となっておりますので、退席される方は退席されていただいて結構でございます。質問があればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

会場時間もあと10分ほどでございますので、質問は後一つぐらいにさせていただきたいというふうに思いますが、質問等はございませんでしょうか。いかがでしょうか。ありますでしょうか。よろしいですか。

(質問者)

今回ですね、今日初めて資料として渡されたのですが、全道から554の意見が出されました。その中で道の方で、これ明確に分析されましたかね。内容。例えばどれぐらいの人が賛成意見を出して、どれぐらいの人が反対意見を出して、どの地域から賛成意見が出されて、どの地域から反対意見が出されて、分析されましたかね。

(北海道 倉本部長)

明確に反対というか、書かれている意見もございましたが、必ずしも反対、賛成ということだけではないものも多くありましたので我々としては賛成がどのぐらい、反対がどのぐらいということで、集計はしておりません。それから、地域ごとにとというのは、賛成と反対がどのぐらいという集計はしておりません。どの地域から何件っていうのはいただいておりますので、それは確認をしておりますけれども、賛成反対の分析という形ではなくて、どのような中身であったかということで考えております。それから、その中身については先ほど資料3の中で、書かせていただきましたが、主な意見として抜き出したものが主なものとして受けとめております。

(質問者)

朝日新聞で今日出ていましたよね、あれ間違いですか。あれでよろしいのですよね。

(北海道 倉本部長)

朝日新聞の記事は私も来るときに拝見いたしました。我々は確認をしているわけではございませんけれども、新聞社の独自に仕分けした結果というふうにも記事に書いておまして、我々の方から、これがどのぐらいの賛成がどのぐらい反対がどのぐらいっていうことを整理も先ほど言いましたようにしておりませんので、それをお渡ししているわけではございません。新聞社の方で、独自に分けたというふうなことだろうと思います。

(質問者)

朝日新聞の区分けは極めて客観的だと思うのです。そうすれば、一般の人が、僕らも全部見ましたけど、大体ああいう感じです。そうすると、全道の人多くは、9割、8割強の人たちは、この研究施設は止めるべきだ、早く。という意見がほとんどです。その道民の意思を尊重するということから言うと、今回の期限も区切らない、こういう道の姿勢というのは極めて不当なやり方なので、是非、知事に撤回するように言ってください。以上です。

(質問者)

先ほど、ばふらっと答弁いただいたのですが、改めてもう1回確認だけさせていただきます。

す。研究期間は9年であること。再延長は認めないということをしつかりと回答文に書き込んでくださいということで、私はね、こんなことを言っているけど、本当は白紙撤回して欲しいのですよ。今すぐやめて欲しいのですよ。けども、どうもあなたたちの、知事のスタンスからいって撤回しそうでないような気もするので、あえてかなり譲歩してお願いしているのですよ。ぜひ、受け止めてください。これをばふらっと書かれたのでは、意味がなくなるので。こういう議論をしている意味が全くなくなるので、ちゃんと受けとめて書き込んでください。ぜひ、確約してください。お願いします。

(北海道 倉本部長)

文案についてはまだ検討しておりませんが、我々として道民の今回、我々としても議論の中心としてきた期間の問題、特にこれは理事長と知事との面談でも、再度確認した部分でありますので、そういったことについてはしっかりと改めて求めるということについてはしていきたいと思っております。今いただいたご意見については受けとめさせていただいた上で、道として、幌延町さんともご相談をさせていただきますけれども、道として書かせていただきたいと思っております。

(司会)

間もなくこの会場お時間となりますので、質問、最後の質問とさせていただきたいと思っておりますけれども、ご質問のある方はおりますでしょうか。

(質問者)

研究期間の関係で一つ質問させていただきたいのですが、知事と理事長のやり取りの中で、9年間で研究に対して成果を上げるという約束はしているようですが、今回、起こされている文面見ても、研究を終了するという文言はどこにも出てきていないのですが、出てきていないということよろしいですね。

(北海道 倉本部長)

9年間、研究期間9年間であるということと、その期間を通じて必要な成果を得て研究終了できるようにしっかり取り組むという旨を、この知事との面談の後に原子力機構の方から、理事長のコメントとして出されております。それも含めて、今回、受けとめて、我々の対応を判断したということでございます。これについては機構の方から文書として出されております。

(司会)

それでは、以上もちまして質疑を終了させていただきたいと思っております。以上をもちまして「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応に関する説明会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、本説明会にご参加いただき、誠にありがとうございました。今一度ですね、コートや携帯電話などお忘れ物がないようお気を付けてお帰りください。本日はありがとうございました。

※ ●●は個人情報のため伏せております。